



〒100-8927 東京都千代田区霞が関2-1-2

TEL/03-5253-5111 FAX/03-5253-7531

<http://www.fdma.go.jp/>




ACCESS

- 丸ノ内線「霞ヶ関」駅下車
A3b出口直結
- 日比谷線「霞ヶ関」駅下車
A3b出口直結
- 千代田線「霞ヶ関」駅下車
A3b出口直結
- 有楽町線「桜田門」駅下車
4番出口徒歩約3分



消太

しゅうた

「全国消防イメージキャラクター」

FDMA

Fire and Disaster Management Agency

消防庁

「守る」という決意のもとに。



「守りたい」、 その想いが チームを ひとつにする。

全国の消防本部732本部、職員約16万人、消防団員約85万人。

その一人ひとりの想いを束ねるのが消防庁です。

火災の予防や消火、救急、救助など「国民の安心・安全」の担い手として、
消防防災体制を強化するとともに、全国の消防本部や都道府県・市町村の
危機管理局と共に被害を最小限に防ぐ大きな役割を果たしてきました。

今後、発生が懸念される南海トラフ地震や首都直下型地震などの
大規模地震などにも、一丸となって立ち向かうべく、
誰もが安心して暮らせる全国の地域づくりに取り組んでいきます。

大好きな街を守りたい。大切な人を守りたい。

チームをひとつにして、想いは現場へと走ります。

FDMA

Fire and Disaster Management Agency

総務省消防庁



南海トラフ地震・首都直下地震などの大規模災害に備える

MISSION 1

1

P5~P10

- 近年の大規模自然災害への対応
- 全国各地から駆けつける精鋭部隊「緊急消防援助隊」
- TOPICS 1/石油コンビナート災害に対応するドラゴンハイパー・コマンドユニット
- 住民への災害情報伝達手段の多重化・多様化
- 災害情報伝達手段に関するアドバイザー派遣事業
- 人命救助の専門部隊「レスキュー隊」の活動 ■ 国際緊急援助・国際協力



MISSION 1

救える命を救う

MISSION 2

2

P11~P14

- 消防体制・活動環境の整備
- 消防の広域化
- TOPICS 2/糸魚川市大規模火災の教訓を踏まえた対応策の推進
- 救急救命体制の充実強化
- TOPICS 3/救急現場の外国語対応



MISSION 2

多様化する火災・企業災害を未然に防ぐ

MISSION 3

3

P15~P18

- 近年発生した火災を踏まえた防火安全対策の強化
- TOPICS 4/外国人来訪者や障がい者等が利用する施設における避難誘導等の多言語対応等
- 石油コンビナート等の防災体制の強化
- TOPICS 5/石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト
- 危険物施設における事故防止対策
- 原子力災害への備え



MISSION 3

消防団を中核に地域の防災力を高める

MISSION 4

4

P19~P20

- 地域・コミュニティの核としての消防団員
- TOPICS 6/消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律
- 消防団への加入促進に関する取組
- 地域防災を支える自主防災組織等の育成



MISSION 4

テロや武力攻撃から国民を守る

MISSION 5

5

P21~P22

- 国民保護共同訓練
- NBC対応資機材の整備
- 全国瞬時警報システム「アラート」



MISSION 5

人材育成と新たな技術に挑戦する

MISSION 6

6

P23~P24

- 消防職員・団員の教育訓練
- ・どこでも、だれでも、ネットで学べるe-カレッジ
- 消防防災における科学技術の研究・開発



MISSION 6

etc.

P25~P26

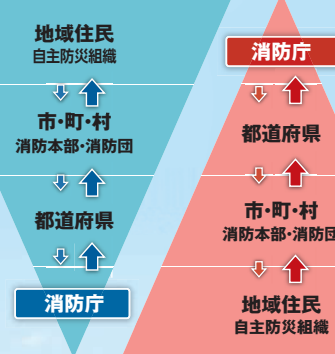
- 組織・施設
- 消防防災・危機管理センター

etc.

消防庁の役割

平常時 消防行政の礎として!

社会経済情勢等の変化とこれに伴う地域社会の変化の中で、「安全・安心な地域づくり」を戦略的かつ実践的に推進していくため、全国の消防本部や地方公共団体と連携して、必要な法令・ガイドラインの整備、車両・資機材の配備を行います。



緊急時 災害対応の司令塔として!

地域の消防力では対処できない大規模地震や台風などの自然災害、大規模事故、テロや有事などの緊急事態に際し、被害の全貌を迅速に把握するとともに、全国的な見地から緊急消防援助隊の派遣などを行い、被害の抑制に当たります。

消防の任務

消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。

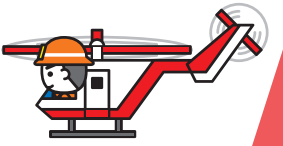
(消防組織法第1条)

災害の種類

大規模災害・事故	・地震災害・津波災害・風水害・火山災害・火災 ・危険物事故・原子力災害・航空事故・海上事故 ・鉄道事故・道路事故
重大事件	・ハイジャック・大量殺傷型テロ・重要施設テロ
武力攻撃事態	・着上陸侵攻・ミサイル攻撃 ・ゲリラ・特殊部隊による攻撃・航空攻撃

消防庁

南海トラフ地震・首都直下地震などの大規模災害に備える



緊急消防援助隊の救助活動（東日本大震災・宮城県気仙沼市）

過去の災害の教訓を活かし、今後の大規模災害に備える

戦後最大の災害となった東日本大震災では、住民への多様な災害情報伝達手段の確保、消防力の確実かつ迅速な投入、長期に及ぶ消防活動への対応及び消防職団員の安全確保など、さまざまな課題が残されました。

また、近年、大規模土砂災害や火山噴火災害など、甚大な被害をもたらす災害が多発しています。

消防庁では、これらの災害の教訓を活かし、今後発生が懸念される南海トラフ地震、首都直下地震などの大規模地震に備え、緊急消防援助隊の機能強化など、国民の命を守る消防防災体制の構築に取り組んでいます。

近年の大規模自然災害への対応

東日本大震災

平成23年3月11日14時46分に発生した三陸沖を震源とする海溝型地震とそれに伴う巨大な津波によって引き起こされた東日本大震災は、死者・行方不明者あわせて2万2,199人の人的被害と、全壊約12万棟、半壊約28万棟の住家被害（平成30年3月1日時点）をもたらしました。

地震発生直後、岩手県、宮城県及び福島県の被災県以外の44都道府県に対して、消防庁長官から緊急消防援助隊の出動を指示しました。発災日から88日間にわたり、延

べ約3万1,000隊、約11万人の隊員が被災地へ派遣され、活動を展開しました。主な活動として、航空部隊は、人命救助、救急搬送及び情報収集など、陸上部隊は消火、救助、救急活動などを行い、現在までに5,064人の人命を救助しました。

また、福島第一原子力発電所事故に際しては、内閣総理大臣や総務大臣からの要請を受けて、緊急消防援助隊が使用済核燃料プールへの放水活動を行いました。

被災地へ出動中の緊急消防援助隊/
東日本大震災・岩手県大槌町消防防災ヘリコプターによる救助活動/
東日本大震災・宮城県気仙沼市

宮城県における救急活動



宮城県気仙沼市における消火活動

御嶽山噴火災害

平成26年9月27日、長野県・岐阜県の県境にある御嶽山が噴火し、死者・行方不明者63名という甚大な被害が発生しました。

消防庁では、火山ガスの検知が行える資機材を保有する高度救助隊、山岳地域での活動に精通した救助隊及び航空隊など、延べ1,049隊4,332人の緊急消防援助隊を派遣し、消防庁ヘリによる被害情報の収集、火山灰をかきわけながらの要救助者の捜索・救助等を行いました。

消防庁長官による消防隊員の激励/
平成26年10月9日・玉滝村・八海山荘バスケット担架等を用いた搬送/
平成26年9月28日・
御嶽山王滝口登山道
(東京消防庁提供)

熊本地震

平成28年4月に発生した熊本地震では、一連の地震による激しい揺れ、さらに梅雨前線等の影響による大雨では地震によって地盤が緩んだところに土砂災害を発生させるなどして、死者258名、住家被害20万戸以上（平成30年2月14日時点）という甚大な被害が発生しました。

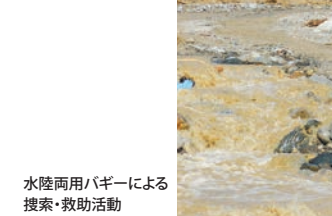
消防庁では、熊本県に対して、延べ4,336隊1万5,613人の緊急消防援助隊を派遣し、陸上隊による捜索・救助活動や救急搬送、また、航空隊による救助活動やヘリサットシステムを活用した情報収集や映像配信などを実施し、熊本県内において、86人を救助、388人を救急搬送しました。

益城町宮園地区
(宮崎市消防局提供)熊本城の被災状況
(熊本市提供)南阿蘇村河陽地区
(大阪市消防局提供)南阿蘇村の土砂災害の状況
(熊本県提供)

平成29年7月九州北部豪雨

平成29年7月5日から6日に九州北部地方で発生した豪雨の影響で、山間部の中小河川が増水、氾濫し、土砂崩れ等が発生したことにより、福岡県及び大分県では、死者・行方不明者42名（平成30年1月16日時点）という甚大な被害が発生し、住家等にも多大な被害がもたらされました。

消防庁では、福岡県及び大分県に対して、延べ3,090隊1万1,256人の緊急消防援助隊を派遣し、水陸両用バギー等の特殊車両や消防庁ヘリを活用しての捜索・救助、被害情報の収集などを実施しました。

朝倉市松末地区の被害状況
(兵庫県消防防災航空隊提供)水陸両用バギーによる
捜索・救助活動

今後発生が懸念される大規模災害への備え

東日本大震災を上回る被害が想定される南海トラフ巨大地震や首都直下地震等に備え、消防庁では、緊急消防援助隊の大幅増隊、活動体制の充実強化などを図るとともに、消防団を中核とした地域防災力の充実強化、ICT等を活用した地方公共団体の防災・危機管理体制の高度化など、消防防災体制の充実強化に取り組んでいます。

■発生が懸念される主な大規模地震

南海トラフ地震
今後30年間でM8～M9
クラスの地震が70%程
度の確率で発生

今後30年間でM7クラス
の地震が70%程度の
確率で発生

首都直下地震

日本海溝・千島海溝
周辺海溝型地震
今後30年間で根室沖か
ら茨城県沖まで、M7～M8
クラスの地震が高い確率
で発生

全国各地から駆けつける精鋭部隊「緊急消防援助隊」

消防機関は、それぞれの地域における住民の安全・安心を守っていますが、大規模・特殊災害が発生した際、被災地の消防機関だけでは消火、救助、救急活動等の要請に対応できない場合には、自治体の枠を超えて対応する必要があります。こうした考えから、平成7年に発生した阪神・淡路大震災

の教訓をもとに創設されたのが、緊急消防救助隊です。緊急消防援助隊は、様々な災害に対応できるよう機能別に編成された精鋭部隊から構成されており、平成23年の東日本大震災、平成28年の熊本地震、平成29年の九州北部豪雨等の、様々な災害に出動し、消火・救助等の活動を実施しています。

緊急消防援助隊の体制整備

消防庁では、東日本大震災での緊急消防援助隊の派遣が広域化・長期化したことを踏まえ、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」を策定し、平成30年度末までに緊急消防援助隊の登録隊数を6,000隊に大幅増強することとしてました。

また、懸念される南海トラフ地震、首都直下地震に備え、各地震の被害想定を踏まえた緊急消防援助隊のアクションプランも作成しています。アクションプランを全国の消防本部と予め共有することにより、発災初期の混乱した状態においても緊急消防援助隊が即座に出動するための体制を整えています。



緊急消防援助隊合同訓練（中部ブロック）



TOPICS

1

石油コンビナート災害に対応するドラゴンハイパー・コマンドユニット

平成15年十勝沖地震で発生した出光興産（株）北海道製油所原油貯蔵タンク火災や、平成23年東日本大震災では、複数の石油コンビナートにおいて火災が発生しました。エネルギー関連施設で爆発・火災が発生した場合、周辺地域に危険を及ぼすだけでなく、石油などの不足から国民生活に長期にわたって深刻な影響が生じる可能性があります。

このため、消防庁では、石油コンビナート・化学プラント等のエネルギー・産業基盤の被災に備え、緊急消防援助隊に特殊災害の対応に特化した部隊であるエネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）の配備を進めています。この部隊は、長時間かつ大容量の放水ができるエネルギー・産業基盤災害対応型消防水利システムを中核に構成されています。



平成15年北海道苫小牧市で発生した出光興産（株）北海道製油所での原油貯蔵タンク火災



平成23年千葉県市原市で発生したコスモ石油（株）千葉製油所での火災



緊急消防援助隊の機能強化

消防庁では、東日本大震災の教訓を踏まえ、緊急消防援助隊の機能強化を進めています。緊急消防援助隊の初動対応をより迅速・的確にするため、先遣的に被災地に出動し、消火や救助活動等を行う統合機動部隊の創設や、津波災害や土砂災害等に対応するため、水陸両用バギーの整

津波・大規模風水害対策車



消防防災ヘリコプターの配備等による機動力強化

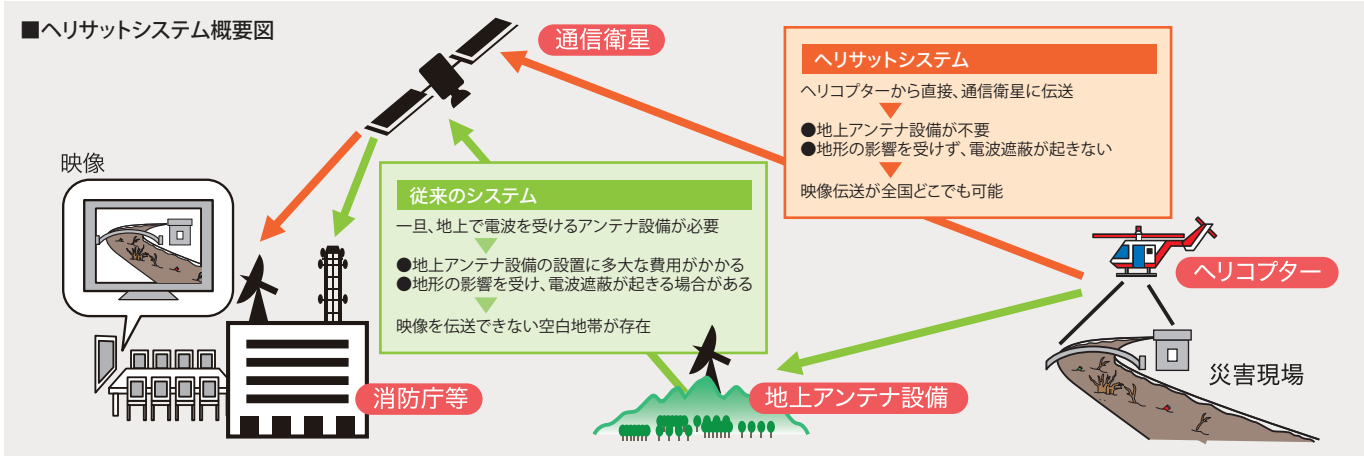
消防防災ヘリコプターには、山岳や海上での救助活動のほか、林野火災における空中消火、緊急性の高い傷病者の遠隔地への救急搬送など、ヘリコプターの高速性・機動性を活かした消防防災活動が期待されています。

大規模災害時には、派遣する緊急消防援助隊の必要規模や装備、進出場所を判断するため被害状況を迅速に

備等により、浸水地域における活動の機動力を強化しています。さらに、緊急消防援助隊が長期にわたり活動することを想定し、大型エアートント、トイレ、シャワー、情報通信機器等を積載し、100人規模の宿営が可能な拠点機能形成車の配備も進めています。

把握する重要な役割を担っています。

消防庁では、広域的な災害情報収集体制の充実強化のため、消防庁ヘリコプターの整備を進めるとともに、人工衛星へ直接映像情報を伝送するヘリサットシステムの搭載などを進めています。



緊急消防援助隊の出動事例

出動年月日	災害名等	出動年月日	災害名等
●平成7年6月緊急消防援助隊創設			
H 8. 12. 6	蒲原沢土石流災害	H19. 1. 30	奈良県吉野郡上北山村土砂崩れ車両埋没事故
H10. 9. 3	岩手県内陸北部を震源とする地震（震度6弱）	H19. 3. 25	平成19年（2007年）能登半島地震（震度6強）
H12. 3. 31	有珠山噴火災害	H19. 4. 15	三重県中部を震源とする地震（震度5強）
H12. 10. 6	平成12年（2000年）鳥取県西部地震（震度6強）	H19. 7. 16	平成19年（2007年）新潟県中越沖地震（震度6強）
H13. 3. 24	平成13年（2001年）芸予地震（震度6弱）	H20. 6. 14	平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震（震度6強）
H15. 7. 26	宮城県北部を震源とする地震（震度6強、6弱）	H20. 7. 24	岩手県沿岸北部を震源とする地震（震度6弱）
H15. 8. 14	三重県ごみ固形燃料発電所火災	H21. 8. 11	駿河湾を震源とする地震（震度6弱）
H15. 9. 8	栃木県黒磯市プリチストン栃木工場火災	H23. 3. 11	平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（震度7）
H15. 9. 26	平成15年（2003年）十勝沖地震（震度6弱）	H25. 10. 16	平成25年台風第26号による伊豆大島における土砂災害
H15. 9. 28	出光興産北海道製油所ナフサ貯蔵タンク火災	H26. 8. 20	平成26年8月豪雨による広島市土砂災害
●平成16年4月1日法制化以降			
H16. 7. 13	平成16年7月新潟・福島豪雨	H26. 9. 27	御嶽山噴火災害
H16. 7. 18	平成16年7月福井豪雨	H26. 11. 23	長野県北部を震源とする地震
H16. 10. 21	平成16年台風第23号兵庫県豊岡市水害	H27. 5. 29	口永良部島噴火災害
H16. 10. 23	平成16年（2004年）新潟県中越地震	H27. 9. 10	平成27年9月関東・東北豪雨
H17. 3. 20	福岡県西方沖を震源とする地震（震度6弱）	H28. 4. 14	平成28年熊本地震（震度7）
H17. 4. 25	平成17年JR西日本福知山線列車事故	H28. 8. 31	平成28年台風第10号による災害
		H29. 3. 27	栃木県那須町雪崩事故
		H29. 7. 5	平成29年7月九州北部豪雨

住民への災害情報伝達手段の多重化・多様化

大規模災害時に、迅速かつ確実に災害情報の収集及び伝達を行うため、災害に強い消防防災通信ネットワークの整備が不可欠です。消防庁では、政府内の情報収集に使用する中央防災無線網、消防庁と都道府県を結ぶ消防防

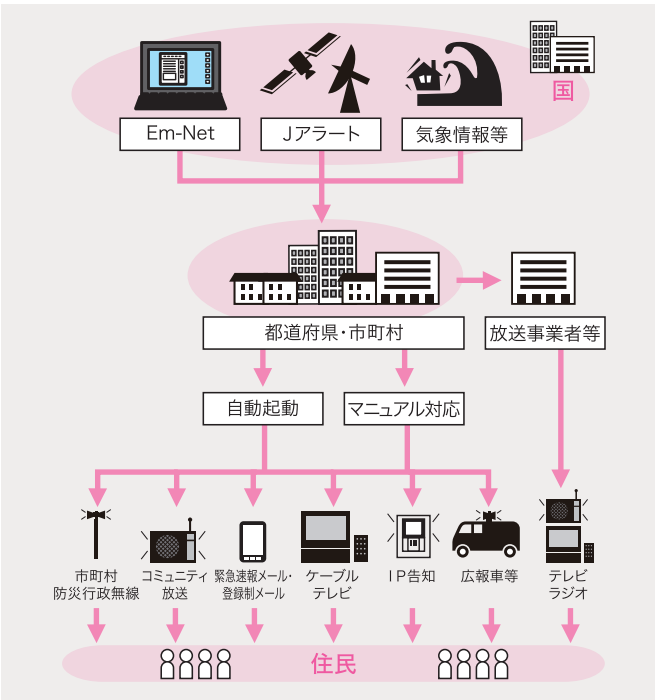
災無線、市町村から住民に情報を伝達する市町村防災行政無線等の消防防災通信ネットワークの充実強化に取り組んでいます。

災害情報の住民への迅速かつ確実な伝達

大規模災害時には、被災情報などの収集と住民への避難指示等の確実な伝達が重要です。東日本大震災において、市町村防災行政無線が活用される一方で、地震の揺れや津波による倒壊・破損や電源喪失などにより防災行政無線が利用できなくなった事例もありました。

このため、災害時に、災害情報をすべての住民に確実に迅速に伝達する体制を確保するため、防災行政無線のほか、ケーブルテレビやコミュニティ放送、緊急速報メール、テレビなど、様々な伝達手段を確保する必要があります。

消防庁では、情報伝達手段の耐災害性の強化や複数の伝達手段を組み合わせることなどにより、災害情報伝達手段の多重化・多様化を進めています。

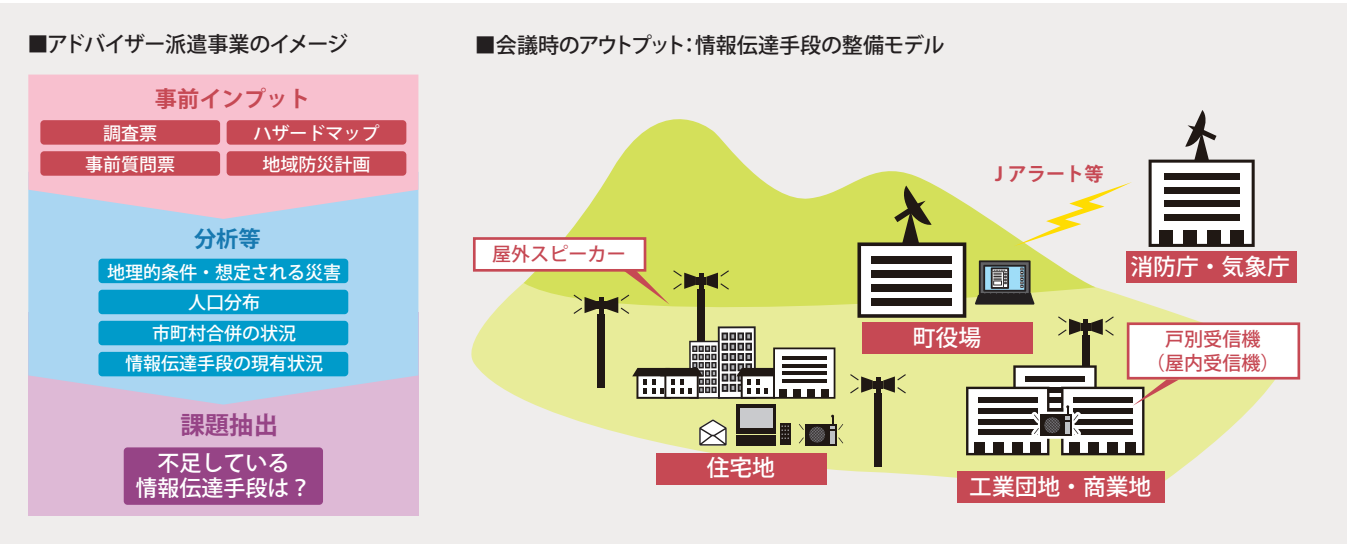


災害情報伝達手段に関するアドバイザー派遣事業

各市町村においては、災害時における住民への情報伝達を的確に行うため、地域の実情に応じ、情報伝達手段の多重化・多様化を図る必要があります。

消防庁では、技術的な知見を有するアドバイザーを市

町村に派遣し、情報伝達手段の多重化・多様化に係る技術的提案・助言や情報伝達手段整備に対する財政支援措置に関する助言を行っています。



人命救助の専門部隊「レスキュー隊」の活動

救助隊は、火災、交通事故、自然災害やテロ災害等、様々な災害に際し、人命を救うことを任務とする専門部隊です。救助隊は、ウォーターカッター装置などを搭載した特別高度工作車や、大規模地震等に備えた高度救助車等、高度な車両・資機材を擁し、専門的な教育を受け、日頃から訓練を重ねています。

消防庁では、年々高度化・多様化する救助事案に適切に対応するため、救助隊の車両・資機材の整備や教育訓練の充実、救助技術の高度化等、全国的な救助体制の強化に取り組んでいます。



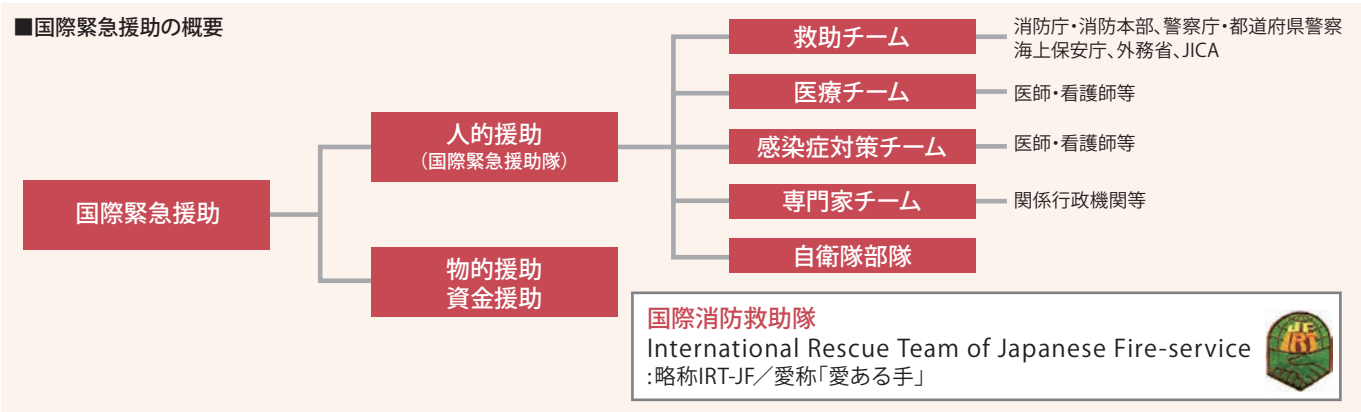
がれき現場で訓練をする救助隊

国際緊急援助・国際協力

海外の大規模災害の被災地へ派遣される国際消防救助隊は、昭和61年に設立され、これまでに21回の派遣実績があります。

消防庁では救助隊員599人を国際消防救助隊員として登録し、派遣に備えた準備体制を整備し、海外の被災地で

効果的に活動するための訓練等を実施しています。また、開発途上国等の消防防災機関職員の研修員の受入れや、国際消防防災フォーラムの開催などを通じて、国際協力に取り組んでいます。



国際消防救助隊の派遣実績(過去10年)

派遣年月日	災害名	被害状況	派遣人数	活動概要
H 20.5.15～5.21 (7日間)	中国四川省における地震災害	死者69,227人・負傷者374,643人	17人	建物倒壊現場での搜索救助活動
H 21.10.1～10.8 (8日間)	インドネシア西スマトラ州パダン沖地震災害	死者1,117人・負傷者約2,900人	17人	建物倒壊現場での搜索救助活動 ほか
H 23.2.22～3.12 (19日間)	ニュージーランド南島地震災害	死者181人	33人	建物倒壊現場での搜索救助活動 ほか
H 27.4.26～5.9 (14日間)	ネパール地震災害	死者8,896人・負傷者22,302人	17人	建物倒壊現場での搜索救助活動
H 29.9.21～9.28 (8日間)	メキシコ地震災害	死者369人・負傷者約8,800人	17人	建物倒壊現場での搜索救助活動
H 30.2.8～2.11 (4日間)	台湾東部地震災害	死者17人・負傷者約285人	2人	建物倒壊現場での搜索救助活動支援



救出した母子に対して黙祷を捧げる救助隊員 (平成20年5月中国四川省における地震災害)



クライストチャーチCTVビルでの搜索救助活動 (平成23年2月ニュージーランド南島地震災害)



メキシコシティラルバンでの搜索救助活動 (JICA提供) (平成29年9月メキシコ地震災害)



救急

消防体制と救急救命体制を拡大・充実させていく

消防は、災害や事故の多様化及び大規模化、都市構造の複雑化、住民ニーズの多様化等の環境の変化に的確に対応し、住民の安全・安心を確保するため、火災の予防や消火はもとより、救急救助など、多岐にわたる活動を行っています。

現在、日本全国に732消防本部、1,718消防署が設置されており、16万3,814人の消防職員が勤務しています。また、消防団は2,209団、85万331人が活動し、地域住民の安全・安心を守っています。(平成29年4月1日現在)

消防体制・活動環境の整備

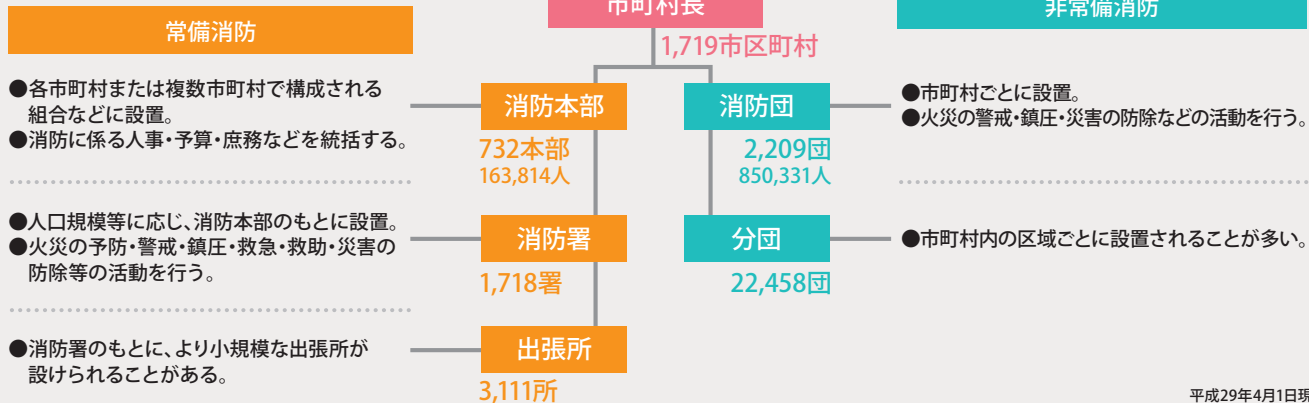
日本における消防機関は、常備消防と呼ばれる消防本部・消防署と、非常備消防である消防団によって構成されています。いずれの組織も、住民に最も身近な地方公共団体である市町村の責任のもとに設置され、市町村長の管理下で活動しています。

日本では、平成28年の1年間で、3万6,831件の火災6,20万

9,964件の救急出動、5万7,148件の救助活動事案が発生しており、消防本部、消防団が協力して日夜対応しています。

消防庁では、消防防災施設、車両・資機材等の整備に係る財政支援や訓練・活動マニュアルの策定などを通じ、最前線で活躍する消防職団員の活動環境の整備に取り組んでいます。

■市町村の消防組織



消防の広域化

東日本大震災のような大規模災害等の発生、今後の災害リスクの高まり、さらに日本全体の人口減少を踏まえると、消防の広域化による消防本部の体制強化が必要となっています。特に、全体の6割を占める小規模な消防本部では、複雑化・多様化する災害への対応力、高度な装備や資機材の導入及び専門的な知識・技術を有する人材の養成等、組織管理や財政運営面における対応に課題があることから、

小規模消防本部の規模を拡大し、体制を充実強化することが重要です。

消防庁では、消防の広域化をさらに推進するため、地域の実情を尊重しながら、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある地域や、広域化の気運が高い地域として指定された重点地域に対し、支援を集中的に実施するとともに、アドバイザーの派遣などを行っています。



指令



消火



救助

TOPICS

2

糸魚川市大規模火災の教訓を踏まえた対応策の推進

平成28年12月22日、新潟県糸魚川市の市街地で、強い南風により複数箇所同時多発的に飛び火による延焼が発生したこと等により、一般住居など147棟が被災する大規模な火災が発生しました。本火災には、被災者生活再建支援法(風害による)が初めて適用されました。

消防庁では、「全国どこでも木造の建築物が多い地域においては強風下で大規模な火災の可能性が高い」ことを教訓として、全国の消防機関に対し、大規模な火災につながる危険性が高い地域を確認・指定し、「火災防ぎょ計画」を策定するよう促すとともに、応援体制の充実強化、消防水利の確保を図るよう通知しました。

また、小規模飲食店における大型こんろの消し忘れが出火原因であったことから、連動型住宅用火災警報器を活用して飲食店を含む隣接建物間で相互に火災警報を伝達するモデル事業を行うとともに、消防法令の改正による消火器の設置基準の強化に取り組みました。



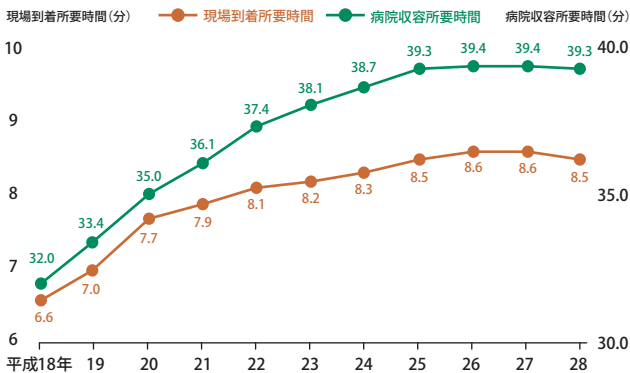
商店街が焼け野原に(糸魚川市消防本部提供)

救急救命体制の充実強化

高齢化の進展などにより、救急出動件数は年々増加しており、平成28年には約621万件と過去最多を更新するとともに、病院収容までの時間も延伸傾向です。

救急現場から病院に到着するまでの一分一秒は、「救える命」を確実に救うためのかけがえのない時間です。この間における対応が重度傷病者の明暗を分けると言っても過言ではありません。

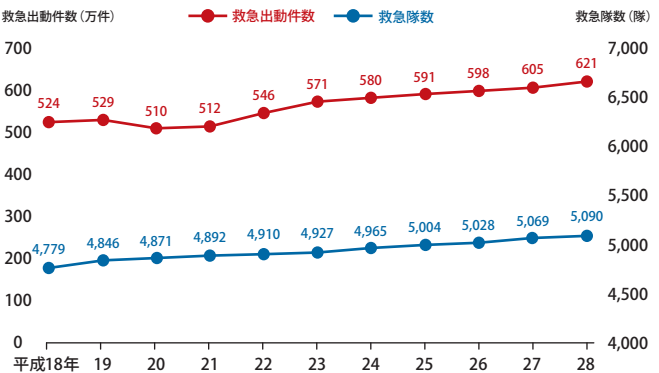
■現場到着所要時間及び病院収容所要時間の推移



※東日本大震災の影響により、平成22年及び平成23年の釜石大槌地区行政事務組合消防本部及び陸前高田市消防本部のデータを除いた数値により集計している。

このため、消防庁では、消防機関と医療機関の連携強化を推進するとともに、救急業務の高度化に伴って必要となる救急救命士の養成や高度救急救命処置用資器材等の整備を積極的に進めています。

■救急出動件数と救急隊数の推移



緊急度判定体系の構築

救急自動車による救急出動件数は年々増加し、平成28年中は約621万件と、10年前の平成18年に比べ約18.5%増加しています。一方、救急隊数は同時期で約6.5%の増加にとどまっており、救急搬送時間も延伸傾向となるなど、救命率の低下が懸念されています。

消防庁では、真に救急を必要とする傷病者に迅速に救急出動し、救急現場において的確に対応し、速やかに適切な医療機関へ搬送して救命率の向上を図るため、緊急度の判定(トリアージ)について検討を進めています。

この取組として急な病気やけがをしたときに、救急車を呼んだほうがいいのか、今すぐ病院に行ったほうがいいのかなど迷った際、専門家からアドバイスを受けることができる電話相談窓口「救急安心センター事業(＃7119)」の全国展開を推進するとともに、住民による緊急度判定を支援する全国版救急受診アプリ「Q助」を開発しました。

また、119番通報時、救急現場の各段階における緊急度判定体系の構築と普及を目指しています。



医療と連携した救急業務高度化の推進

平成3年に救急救命士制度が導入され、現在救急救命士の資格を持つ消防職員は、3万5,775人(平成29年4月1日現在)となっています。

救急救命士は、心肺停止状態の傷病者に対し、除細動や気管挿管、薬剤の投与(一部、心肺停止前に行う輸液や薬剤投与もあります。)といった救命処置を行うことができ、救急現場で活躍しています。消防庁では、高度化する救急需要に応えるため、全ての救急隊に救急救命士が少なくとも1人配置される体制を目標に救急救命士の養成と運用体制の整備を推進しています。

また、いくつかの地方公共団体においては、各救急自動車にタブレット型情報通信端末等を配備し、医療機関の受入情報や傷病者に係る情報を入力・閲覧すること等により、円滑かつ適切な搬送・受入体制を確保する取組も始まっており、消防庁では、このようなICTの活用による救急業務の高度化を推進しています。



気管挿管

応急手当の普及・啓発

救急出動の要請から救急隊が現場に到着するまでは、平均で8.5分(平成28年中の平均時間)を要します。この間に、現場に居合わせた人による適切な応急手当が実施されれば、大きな救命効果が期待されるため、一般市民の間に応急手当の知識と技術を広く普及することが重要です。

平成28年は、約140万人が救命講習を受講し、住民による心肺機能停止傷病者への応急手当の実施率は48.9%となるなど、応急手当の一般市民への普及は進みつつあり、消防庁では、心肺蘇生やAEDの使用方法など応急手当の普及啓発を推進しています。



救命講習

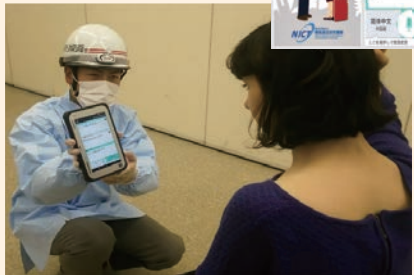
TOPICS

3

救急現場の外国語対応

外国人来訪者の増加を踏まえ、消防研究センターと国立研究開発法人 情報通信研究機構が、救急隊用の多言語音声翻訳アプリ「救急ボイストラ」を開発し、全国の消防本部に対して平成29年4月から提供を開始しています。

「救急ボイストラ」は、救急現場で救急隊員が外国人傷病者に対して、外国語による音声と画面の文字により円滑なコミュニケーションを図ることが可能なもので、英語のみならず中国語やロシア語などの複数の言語に対応しています。



多様化する火災・企業災害を未然に防ぐ



MISSION 1

MISSION 2

MISSION 3

MISSION 4

MISSION 5

MISSION 6

etc.



広島県福山市ホテル火災

火災・事故の原因等を調査・検証し、防火安全対策を推進する

近年、グループホームなどの小規模福祉施設や大規模物流倉庫、民泊などの新しい形態の施設が出てきており、新たな火災予防対策の検討が必要となっています。

また、石油コンビナートや危険物施設における震災対策の推進も求められています。

消防庁では、複雑・多様化する火災・事故に対し、原因や被害拡大要因などを調査・検証し、ハード・ソフト両面からの防火安全対策の強化を図っています。

多様化する火災の予防

消防庁では、火災が発生するたびに原因を追求し、消防法令の改正を重ね、火災予防行政の強化を図ってきました。その結果、千日デパートビル火災（死者118人）やホテルニュージャパン火災（死者33人）のような、大規模な建物で多数の死者が発生する火災は現在では見られなくなっています。

一方、近年は、グループホームなどの小規模福祉施設や大規模物流倉庫、民泊などの新しい形態の施設が出てきており、新たな火災予防対策の検討が必要となっています。

消防庁では、社会構造の変化や建物の利用形態の変化に柔軟に対応し、必要な消防法令の改正や、事業者への指導の推進などを行っています。

平成25年2月長崎市の認知症高齢者グループホーム火災（死者5名・負傷者7名）、平成25年10月福岡市の有床診療所火災（死者10名・負傷者5名）が発生したことを契機に、自力避難が困難な方が入所する社会福祉施設（養護老人ホーム等）や有床診療所について、建物の規模に関係なくスプリンクラーの設置を義務付け



小規模な福祉施設に対応した新たなスプリンクラーの消火実験

平成29年2月埼玉県三芳町の大規模倉庫において、焼損床面積約45,000㎡（調査中）、発生から鎮火までに約12日間を要する火災（負傷者2名）が発生したことを契機に、大規模倉庫の防火安全対策の徹底を図るため、事業者による効果的な消防訓練の実施等を推進



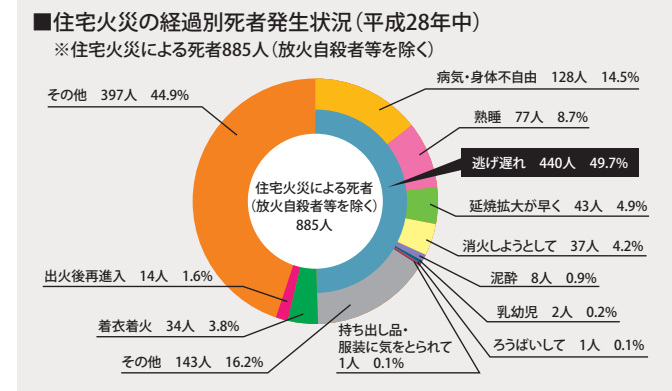
平成29年 埼玉県三芳町倉庫火災（埼玉県防災航空隊提供）

住宅防火対策の推進

住宅火災の死者は毎年1,000人近く発生しており、そのうち高齢者が約7割を占め、特に逃げ遅れによる死者が多い状況です。平成18年から設置が義務付けられた住宅用火災警報器の設置率は約80%となっており、さらなる設置の促進や、設置義務化から10年を超え、既設の住宅用火災警報器の機能劣化が懸念されることから、定期的な点検など維持管理の必要性を呼びかけるとともに、老朽化した住宅用火災警報器の取替えを推進する必要があります。

消防庁では、火災予防運動、住宅防火・防災キャンペーン等を通じ、消防本部、女性（婦人）防火クラブ及び自主防災組織等と協力して、適正な火気取扱いの周知や住宅用

火災警報器の設置・点検・交換を促進するとともに、防災品の普及促進などの住宅防火対策を推進しています。



火災原因・流出事故原因調査、製品火災対策の推進

火災が発生した場合、消防機関は、火災の原因調査を行い、防火安全対策や効果的な消防活動に役立てています。

消防庁では、大規模かつ特殊な火災において、消防機関の火災原因調査を補完するため、消防庁長官による火災原因調査を行います。また、危険物の流出事故が発生した場合については、危険物施設に対して許可を行う市町村長等が流出事故の原因調査を行い、さらに特殊な流出事故の場合には、市町村長等からの求めに応じて消防庁長官が事故の原因を調査します。

さらに、近年の火災の出火原因は極めて多様化し、電気用品や燃焼機器等、生活に身近な製品が発火源となる火災が発生しているため、消費者の安全・安心の確保の観点から、製品火災情報の収集体制を確保し、火災情報を公表し、注意喚起を図るとともに、消費者庁等の関係省庁と情報共有を図るなど、製品火災対策の取組を強化しています。



消防研究センターによる鑑識

TOPICS 4

外国人来訪者や障がい者等が利用する施設における避難誘導等の多言語対応等

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されるにあたり、多数の外国人来訪者や障がい者等が、駅・空港や競技場、旅館・ホテル等を利用することが想定されます。

外国人来訪者や障がい者等は、日本語音声のみでは災害情報の内容を十分に理解できないことや、障がいなど様々な特性があることから、火災等の災害が発生した場合には、施設利用者の事情に配慮した災害情報の伝達及び避難誘導が求められます。

このようなことを踏まえ、消防庁では、有識者を交えて検討し、デジタルサイネージやスマートフォンアプリ等を活用して、避難誘導等の多言語化や文字等による視覚化、障がいなどの施設利用者の様々な特性に応じた対応などを施設関係者が行うためのガイドラインをとりまとめました。

今後、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、各施設における避難訓練の実施等の取組を促進していきます。

※写真は、「外国人来訪者や障がい者等に配慮した災害情報の伝達・避難誘導のための試行訓練」時のもの。

外国人来訪者等に配慮した災害発生時の情報伝達の一例



デジタルサイネージの活用



電光掲示板の活用



スマートフォンアプリ（翻訳等）の活用

石油コンビナート等の防災体制の強化

危険物や高圧ガスなどの可燃性物質が大量に集積する石油コンビナートでは、消防法、高圧ガス保安法などとともに石油コンビナート等災害防止法により、様々な保安上の対策が行われています。

石油コンビナートでは、大規模な爆発、火災の延焼等により、工場の敷地外にまで影響が及ぶなど、国民の安全・安心に大きな影響を及ぼす恐れがあります。東日本大震災では、石油コンビナート等で大規模な火災により甚大な被害が発生しました。

消防庁では、石油コンビナート災害を防止できるよう、災害の拡大防止、早期鎮圧、二次災害防止等の観点から、石油コンビナート事業者に対し、災害時に消防機関等へ情報提供を行う体制を整備させるとともに、火災、爆発、漏えい等が発生した際の消防機関への通報の徹底、さらには施設の適切な維持管理、防災資機材の配備・維持管理などの徹

底を通じて、石油コンビナート等の防災体制の強化を図っています。



石油精製業や石油化学工業などの施設



石油コンビナート火災（東日本大震災）



石油コンビナート火災における消火活動



エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）

TOPICS 5 石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト

石油コンビナートの特定事業所には、消防車両等を備えた自衛防災組織等が置かれています。消防庁では、石油コンビナート等の保安の確保、被害拡大の防止の観点から、これらの自衛防災組織等において、消防車両等の操作技能を高めしていくため、「石油コンビナートにおける自衛防災組織の技能コンテスト」を開催しています。11月5日の「津波防災の日」の前後に実施されるコンテストでは、大型化学高所放水車等を活用した消火活動競技を行い、優秀な自衛防災組織等に対し総務大臣表彰を行っています。



「石油コンビナート等における自衛防災組織の技能コンテスト」の様子

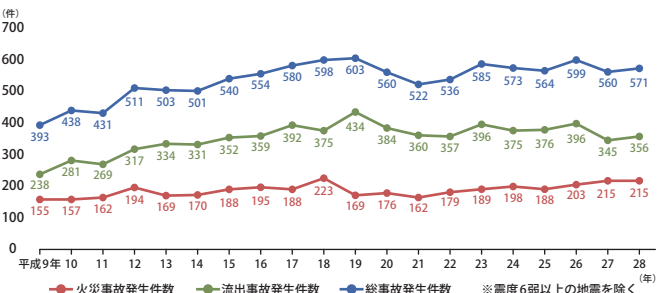
危険物の安全確保

危険物施設における事故防止対策

火災危険性の高いガソリンや軽油などの危険物を取り扱う危険物施設は、化学プラントや石油タンクなどの産業施設から、ガソリンスタンドのような身近なものまで、様々な形で全国に設置されています。ひとたびこれらの施設で火災・流出などの事故が発生すると、国民の安全・安心に大きな影響を与えることとなります。

消防庁では、危険物施設の経年変化による事故を防止するための新しい技術を用いた点検方法等の検討等、様々な要因で発生する危険物施設における事故への対応や、東日本大震災を踏まえた震災対策の推進に取り組むとともに、国、地方公共団体、消防機関、事業者等、関係者が一体となった事故防止対策を推進しています。

危険物施設における火災・流出事故発生件数の推移



屋外タンク貯蔵所からの危険物が流出/東日本大震災（仙台市消防局提供）

社会ニーズに応じた危険物の安全対策

科学技術や産業経済の進展に伴い、危険物は国民生活の中で様々な用途に用いられており、社会のニーズに応じて危険物の安全対策を進める必要があります。

消防庁では、新たな形態の水素ステーションをガソリンスタンドに併設する場合の安全対策について検討を進めているほか、新たな物質の危険性の早期把握や新技術の活用による危険物施設の技術基準の合理化等に取り組んでいます。



ガソリンスタンドに併設して設置された水素ステーション

原子力災害への備え

東京電力福島第一原子力発電所で発生した事故の教訓を踏まえ、原子力災害対策特別措置法が改正されるなど、原子力防災対策の抜本的な見直しが行われています。

消防庁では、福島原発事故等における消防活動事例や近年の技術的進展を踏まえ、事故等の発生時に消防隊員の安全を確保しながら効果的な消防活動が展開できるよう、消防活動マニュアルを見直すなど、消防機関による原子力施設等における活動対策に関する支援等を行っています。

さらに、放射性物質の事故等への対応力を強化するため、個人警報線量計などの放射性物質事故対応資機材を

消防本部へ配備するほか、消防職員に対する原子力防災研修として消防大学校に専門コースを設けるなど、消防機関の消防活動能力の向上等に取組んでいます。



原子力施設災害対応訓練

消防団を中核に地域の防災力を高める



MISSION 1

MISSION 2

MISSION 3

MISSION 4

MISSION 5

MISSION 6

etc.



消防操法大会

地域住民と協力しあい、地域の安全・安心を守る

消防団は、市町村の非常備の消防機関です。消防団員は、他に本業を持ちながらも、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づき、地域の安全を守るために消防・防災活動を行っています。地域のことをよく知る消防団を中心とした消防防災体制を構築することが、地域の安心・安全の確保に不可欠です。

地域・コミュニティの核としての消防団員

消防団は全国に2,209団あり、約85万人の団員が昼夜を問わず、活躍しています。

消防団は、消火活動をはじめ、地震や風水害などの自然災害などにおける災害防除活動、住民の避難支援、被災者の救出・救助などの活動を行い、地域住民の生命・身体・財産を守るとともに、平常時においても地域に密着した活動を行い、地域コミュニティの活性化に貢献しており、地域住民の安心・安全の確保のために果たす役割はますます大きくなっています。

一方で、少子高齢化の進展などの社会経済情勢の変化

から、消防団員数は年々減少しており、地域防災力の維持・向上のためには、消防団員数の減少に歯止めをかけ、消防団の充実強化を図ることが重要です。

■消防団員数の推移



TOPICS

6

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律

東日本大震災をはじめとする大きな災害が頻発し、地域防災力の重要性が増大している一方、消防団等の地域における防災活動の担い手を十分に確保することが困難となっていることから、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、住民の安全に資するため、平成25年12月、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が制定されました。

この法律では、消防団への加入の促進や消防団員の処遇や装備の改善といった消防団の活動の充実強化のための施策に加え、地域における防災体制の強化についても規定されています。

消防団への加入促進に関する取組

近年、災害が多様化・大規模化し、様々な役割が消防団に求められる一方で、消防団員数は年々減少しています。さらに、今後発生が危惧される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模災害等に備えることも必要です。

このため、消防庁では、地域防災の中核となる消防団の充実強化に取り組んでいます。

具体的には、①消防団員募集ポスター等の配布やイベントの開催を通じた消防団への加入促進、②地方公共団体が実施する女性や若者を対象とする消防団への加入促進



ポスター等による消防団加入促進

の取組への支援、③真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、地域社会へ多大なる貢献をした大学生等に対して実績を認定する「学生消防団活動認証制度」の普及・啓発、④消防団活動に協力的な事業所を顕彰する「消防団協力事業所表示制度」の普及・啓発、⑤消防団員の報酬や出動手当等の引き上げ等による処遇の改善、⑥安全確保のための装備や救助活動用資機材などの消防団の装備の充実などに取り組んでいます。



地域防災に関するイベントの開催



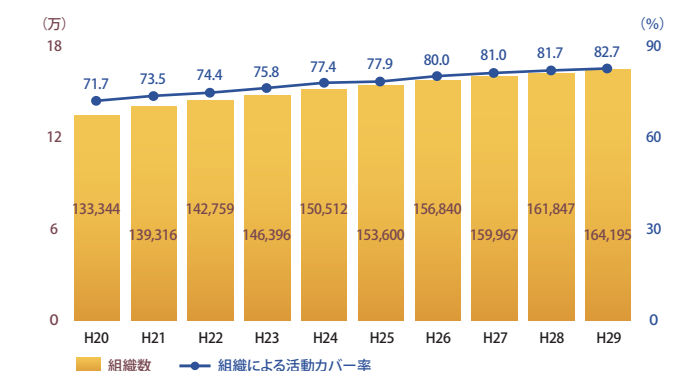
他の模範となる活動を行った消防団への長官表彰

地域防災を支える自主防災組織等の育成

地域住民一人ひとりが「自分たちの地域は自分たちで守る」という固い信念と連帯意識の下、大規模災害時には、消火、被災者の救出・救護、避難誘導等の自主的な防災活動を行うことが重要であり、自主防災組織の活動を活性化していくことが大切です。

消防庁では、自主防災組織を育成するために、教育、訓練の指針等をまとめた手引の作成や優良な活動事例の表彰等を実施しています。

■自主防災組織の推移



テロや武力攻撃から国民を守る



国の総力を挙げて国民保護を実施する

我が国に対する武力攻撃や大規模テロ等が発生した場合、
国や都道府県、市町村は相互に連携協力し、国民の安全を確保する責務を有しています。

消防庁では、警報の発令や避難措置の指示の通知、都道府県の区域を越える避難における勧告、被災情報及び
安否情報の収集・提供等のほか、国の対策本部と地方公共団体との連絡調整を担当します。

また、国民保護体制を整備し、国と地方公共団体との共同訓練、テロ災害への対応に必要な資機材の整備及び
住民が緊急情報を迅速・確実に受け取ることができる体制整備などに取組んでいます。

国民保護共同訓練

平素から様々な事態を想定した実践的な訓練を行い、国民保護措置に関する対処能力の向上や関係機関との連携強化を図ることが重要です。

消防庁では、内閣官房等の関係機関と連携し、国と地方公共団体が共同で行う国民保護共同訓練の実施を促進すると

■国民保護共同訓練写真

実動訓練



被災者の救出・搬送

図上訓練



住民避難の検討

住民避難訓練



訓練開始
防災行政無線や緊急速報メール等により
訓練参加者への情報伝達を実施。

避難行動
弾道ミサイルの発射情報を受けた
訓練参加者がそれぞれ判断をして
避難行動を実施。

避難完了
避難先において避難行動を継続。
安全確認が取れた等の情報により
訓練終了。

ともに、訓練を通じて国民保護法等に基づく対応を確認し、その
実効性の向上に努めています。

国民保護共同訓練には、地方公共団体が行う大規模テロや弾道ミサイル等を想定した実動訓練、図上訓練や弾道ミサイルを想定した住民避難訓練があります。

NBC対応資機材の整備

核物質 (Nuclear)、生物剤 (Biological)、化学剤 (Chemical) を使用したテロ災害に適切に対処するためには、専門的な知識と技術、そして資機材が必要です。

消防庁では、化学剤・生物剤検知器、陽圧式化学防護服、除染シャワーなどNBC災害等に対応するための資機材を

全国の主要な消防本部に配備しています。

また、消防大学校では、NBCテロ災害発生時に適切に対処するための教育訓練課程を設ける等、危機管理教育訓練の充実強化を図り、専門知識を擁する人員の育成に取り組んでいます。



化学剤検知器

生物剤検知器

除染シャワー

陽圧式化学防護服

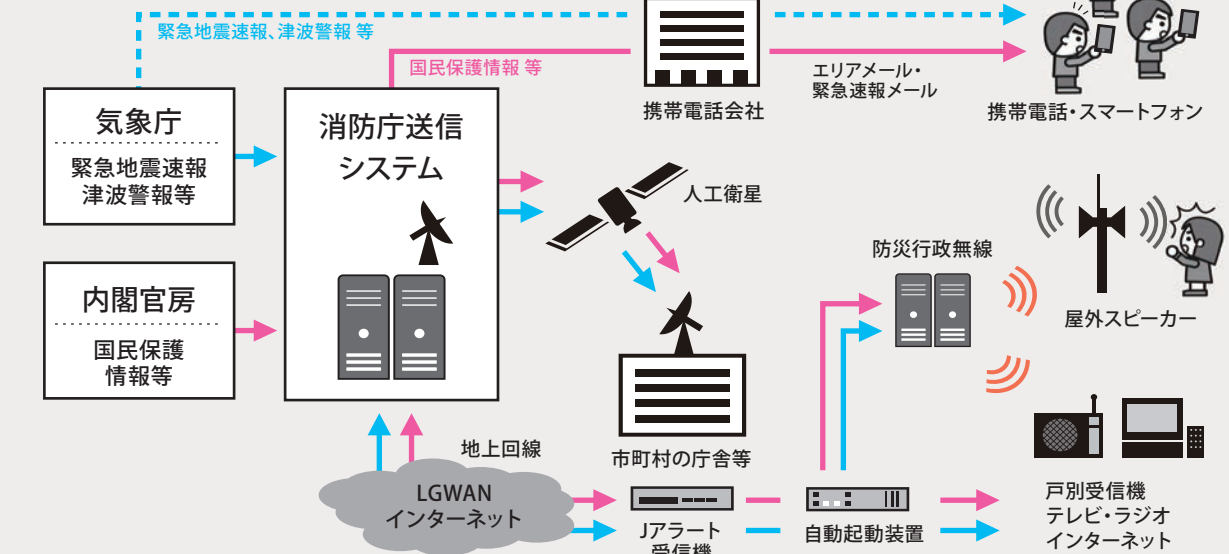


全国瞬時警報システム「Jアラート」

Jアラートは、弾道ミサイル情報、緊急地震速報、津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を携帯電話等に配信される緊急速報メールや、市町村防災行政無線等により、国から住民まで瞬時に伝達するシステムです。

Jアラートは、平成18年度から運用が開始され、平成28年度には、すべての市町村で、受信した緊急情報を防災行政無線などの情報伝達手段を自動起動させて住民へ伝達することが可能となりました。

携帯電話会社ルート



地方公共団体ルート

人材育成と新たな技術に挑 戦する



MISSION 1

MISSION 2

MISSION 3

MISSION 4

MISSION 5

MISSION 6

etc.



火災調査科実習(消防大学)

消防職員・団員の教育訓練

複雑多様化する災害や救急業務、火災予防業務の高度化に消防職団員が適切に対応するためには、活動の基礎となる知識・技能の向上が不可欠です。消防職団員に対する教育訓練については、国・都道府県・市町村が機能を分担し、相互に連携しながら実施しています。

消防庁では、消防大学校において全国の消防職団員に対し、幹部に必要とされる高度な教育訓練を行っています。このほか、都道府県などの消防学校、各消防本部、消防署や消防団においても教育訓練が実施されており、救急救命研修所などにおいて専門的な教育訓練も行われています。

消防大学校(国)

学 科	総合教育 幹部科、上級幹部科、新任消防長・学校長科、消防団長科
	専科教育 警防科、救助科、救急科、予防科、危険物科、火災調査科、新任教官科、現任教官科
実務講習	緊急消防援助隊教育科 指揮隊長コース、高度救助・特別高度救助コース、NBCコース、航空隊長コース
	危機管理・防災教育科 危機管理・国民保護コース、自主防災組織育成コース、消防団活性化推進コース、自主防災組織育成短期コース 女性活躍推進コース、査察業務マネジメントコース

消防学校(都道府県等)

消防職員を対象とする教育訓練	消防団員を対象とする教育訓練
初任教育、 専科教育(警防科・特殊災害科・予防査察科・危険物科・火災調査科・救急科・救助科)、 幹部教育、特別教育	基礎教育、専科教育(警防科・機関科)、幹部教育、特別教育

どこでも、だれでも、ネットで学べるe-カレッジ

「e-カレッジ」では、インターネットを利用して、住民や消防職団員、自治体職員が簡単に防災や危機管理について学習することが可能です。

近年様々な災害が起こっている中、地域防災力の充実強化を図るため、地域住民一人ひとりの危機管理・判断力の向上が重要となります。質問形式でアニメーションによる解説などを通してどのような準備が必要か学習することができます。登録などの手続きは必要なく、だれでも利用可能となっています。

URL (<http://www.e-college.fdma.go.jp>)



消防防災における科学技術の研究・開発

消防庁では、安心・安全な社会の実現に向けて、実用化を目的とした研究開発を一層推進することにより、その成果が消防防災分野における社会システムの高度化に大きく

貢献することを基本方針とし、関係者の一層の連携を図っています。

消防防災科学技術高度化戦略プラン

大規模災害の発生、人口減少や高齢化社会に対応可能な次世代の消防システムを目指すために、AIやロボット技術を取り入れた新たな消防防災科学技術の確立を目指した中長期的計画としてのプランが策定されています。

消防防災科学技術研究推進制度

消防防災分野における革新的かつ実用的な技術の育成・利活用を目的とした提案公募の形式による競争的研究資金制度を平成15年度に創設し、産学官連携による技術開発を進めています。

消防研究センターの研究開発

我が国唯一の消防防災に関する国立研究機関である消防研究センターは、第一線で活躍する消防職団員の活動を科学技術の面から支え、社会の安全・安心に関する要請に応えています。大規模火災や危険物流出等の事故に係る原因調査を行い、上記の戦略プランや原因調査結果を踏まえ

た効果的な対策や技術の研究開発を進めています。さらに、危険物施設での火災など特殊災害現場での支援活動をはじめ、永年にわたって蓄積されてきた知見を消防本部に助言するなど、研究成果や調査結果を最前線の消防活動に反映させる取り組みも行っています。

消防ロボットシステムの研究開発

消防隊員が災害現場で活動することが極めて危険であり、困難な大規模・特殊な災害において、自律技術により安全な場所からロボットを稼働させることができ、複数のロボットが協調連携し、さらに、高い放射熱に耐えられる性能を備えた消防ロボットシステムの研究開発を進めています。



試作した消防ロボットシステムの各単体ロボット

災害時の消防力・消防活動能力向上に係る研究開発

南海トラフ巨大地震、首都直下地震の発生に備え、災害時の消防活動能力を向上させるための技術として、救急業務の高度化技術、水陸両用バギー、土砂災害現場での救助活動支援技術、市街地火災延焼シミュレーション、火災旋風や飛び火に関する研究開発を行っています。



平成28年熊本地震により引き起こされた土砂災害現場において、救助活動現場での二次災害の危険性を評価するため、崩れた崖の周辺の地形と地質を調査を実施

危険物施設の安全性向上に関する研究開発

産業・エネルギー施設の強靱化のため、石油タンク地震被害予測、石油タンク火災の泡消火技術、貯蔵化学物質の火災危険性評価の研究開発を行っています。

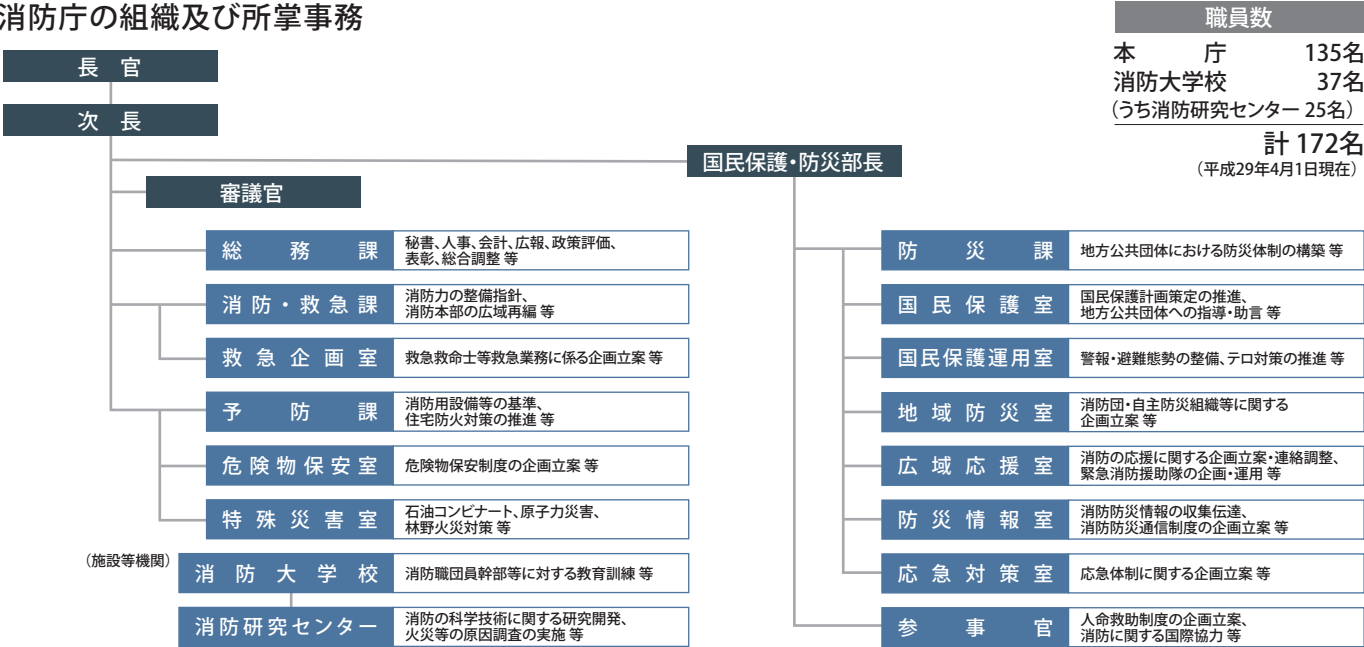
火災予防と火災による被害の軽減に係る研究開発

有効な火災予防対策が行えるよう、火災原因調査能力の向上に関する研究開発を行うとともに、自力避難困難者の建物からの効果的な避難に関する研究開発を行っています。

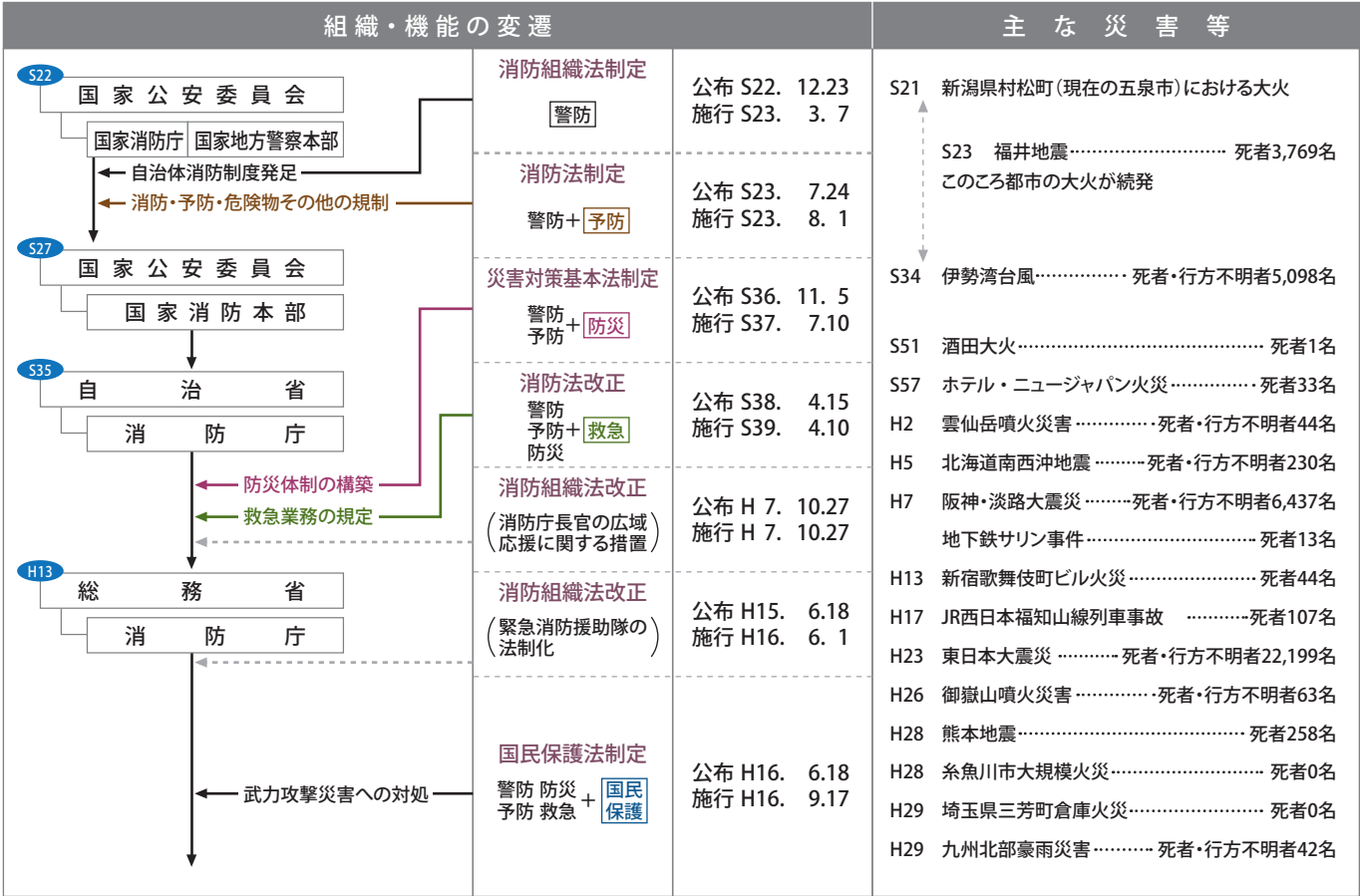
私たちは『消防庁』です

消防庁は、昭和23年の国家消防庁、昭和27年の国家消防本部を経て、昭和35年に自治省の外局として発足し、現在は総務省の外局となっています。現在までの間、多くの大規模な火災や災害、事故が発生したことを受け、組織体制も充実強化してきました。これからも、安全・安心な社会を実現するため、火災・地震・風水害などの災害による被害を最小限にとどめる努力を続けていきます。

消防庁の組織及び所掌事務

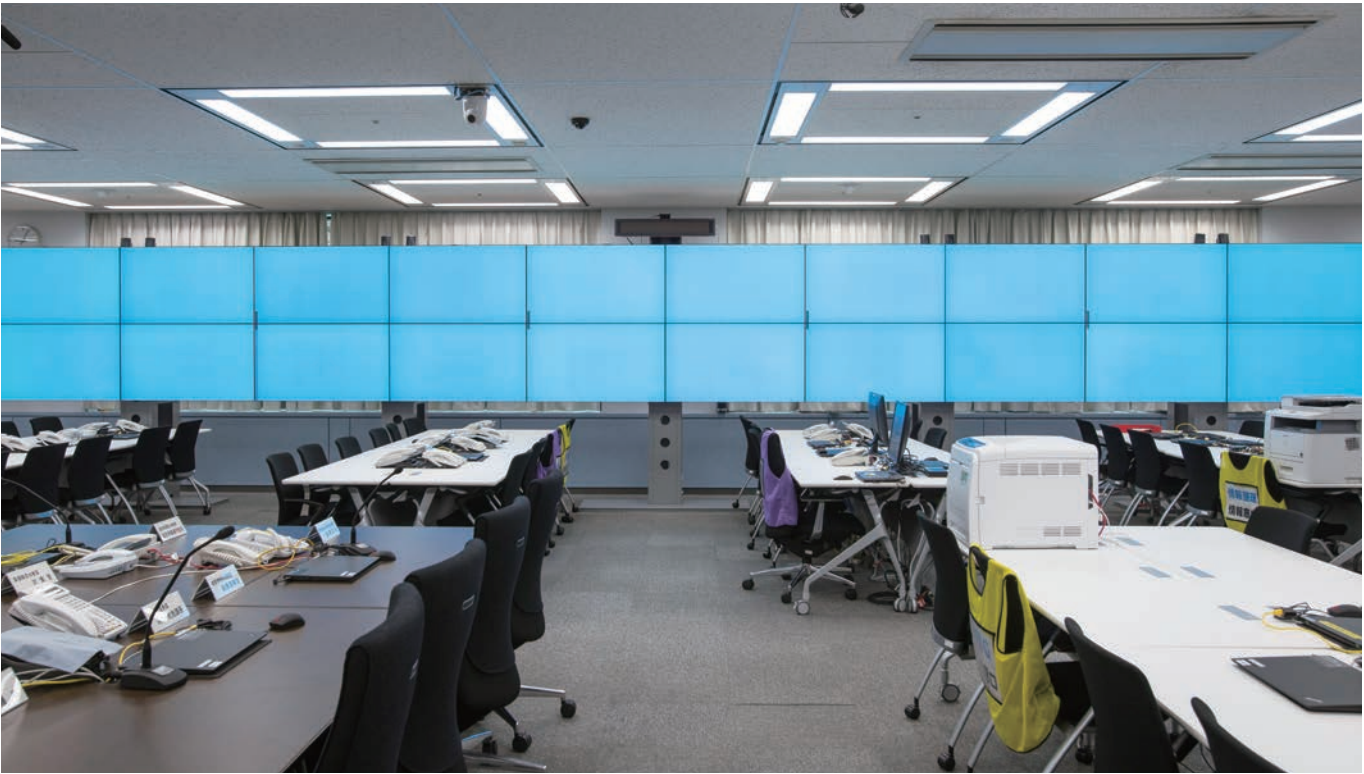


消防庁本庁の組織・機能の変遷



消防防災・危機管理センター

消防庁は、災害を未然に防ぎ、災害が発生した場合の被害を最小限に抑えるため、法令の整備や資機材の配備などを行っています。また、大規模な災害が発生した場合には、速やかに消防庁長官を本部長とする災害対策本部を設置し、情報収集や緊急消防援助隊のオペレーションなどを行います。



消防庁内に設置されている消防防災・危機管理センターは、災害対応を行う消防庁のオペレーションルームです。有事の際、総理大臣官邸や内閣府をはじめ、都道府県や市町村、消防本部などの関係機関との情報共有が行えるよう、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク、ヘリコプターテレビ伝送システムなどを整備しています。

消防庁の車両等



指揮車



人員輸送車



衛星車載局車



指揮支援車



消防庁ヘリコプター

MISSION 1

MISSION 2

MISSION 3

MISSION 4

MISSION 5

MISSION 6

etc.